平成１８年（排）第２３号

# 排　除　命　令　書

大阪市浪速区下寺三丁目３番１号
株式会社アイビー
同代表者　代表取締役　平　　正　茂

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

１　株式会社アイビーは，別表１及び別表２記載の３２台の中古二輪自動車を一般消費者に販売するに当たり，当該中古二輪自動車の走行距離計を巻き戻し，又は走行距離計を走行距離数のより少ないものに交換することにより，走行距離数を過少に示す表示をし，また，当該３２台の中古二輪自動車のうち２４台について，中古二輪自動車情報誌である「ＧｏｏＢｉｋｅ関西版」において走行距離数を過少に示す表示をしていたものであって，かかる表示は，中古二輪自動車の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社アイビーは，今後，中古二輪自動車の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，中古二輪自動車の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

３　株式会社アイビーは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

## 事　　実

1(1) 株式会社アイビー（以下「アイビー」という。）は，肩書地に本店を置き，中古二輪自動車の販売業を営む事業者である。

(2) アイビーは，中古二輪自動車をオークション等により仕入れ，大阪市天王寺区下寺町に所在する同社の北大阪オートと称する展示場及びアトムと称する展示場等に展示し，また，中古二輪自動車情報誌である「ＧｏｏＢｉｋｅ関西版」に広告を掲載して，中古二輪自動車を販売している。

2　アイビーは，平成１８年７月２０日，前記北大阪オートと称する展示場に展示した別表１記載の中古二輪自動車１７台及びアトムと称する展示場に展示した別表２記載の中古二輪自動車１５台の合計３２台について，一般消費者に販売するに当たり，それぞれ，仕入れ時のオークション出品票に記載された走行距離数（オークション出品当時の実際の走行距離数を示す。ただし，別表１の番号１０，１４及び１７のものにあっては，その当時の実際の走行距離数より少なく記載されていた。）が別表１及び別表２の（Ａ）欄記載の数値であったにもかかわらず，別表１及び別表２の（Ｂ）欄に「巻き戻し」又は「交換」と記載のとおり，走行距離計を巻き戻し，又は走行距離計を走行距離数のより少ないものに交換することにより，走行距離数が別表１及び別表２の（Ｃ）欄記載の数値であるかのように，また，前記３２台の中古二輪自動車のうち２４台について，別表１及び別表２の（Ｄ）欄記載の「ＧｏｏＢｉｋｅ関西版」平成１８年６月号，同年７月号又は同年８月号において，走行距離数が別表１及び別表２の（Ｄ）欄記載の数値であるかのように，走行距離数を過少に示す表示をしていた。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，アイビーは，中古二輪自動車の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１０月１８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委員　柴田愛子

委員　三谷紘

委員　山田昭雄

委員　濱崎恭生